

市 町 村

交通災害共済



家族みんなで 500 加入しましょう!

年間掛金

500円

ひとり年額500円です。途中加入も同額です。

見舞金

最高

100万円

(死亡の場合)

令和7年4月1日以後の事故から災害見舞金額を改正(引き上げ)

災害見舞金

1等級…100万円	2等級…19万円	3等級…14万5千円	4等級…12万5千円	5等級…11万5千円
6等級…9万5千円	7等級…7万5千円	8等級…5万5千円	9等級…4万5千円	

共済期間：令和7年4月1日～翌年3月31日

申込みは3月中に市町村等へ

申込期間を過ぎても途中加入できます。
詳しくは、市町村窓口でおたずね下さい。

鹿児島県市町村総合事務組合

市町村交通災害共済制度のあらまし

●加入できる 方は

4月1日現在で組合加入市町村に住民登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。

また、学校への通学・出稼ぎなどで一時的に転出される方でも、市町村長の認める方は加入できます。

●共済掛金は

1年ごとに加入者1人につき500円です。中途加入者についても同額です。

共済期間開始後の転出・死亡の場合、掛金は返還されません。

●共済期間

令和7年4月1日から翌年3月31日までです。

ただし、4月1日以降に加入された方は、市町村で受理した日又は、掛金を振込まれた日の翌日から令和8年3月31日までです。

●加入申込み 方法は

加入申込みは現在お住まいの市町村単位で行っております。

市町村によって自治会等の世話人を通す場合や、金融機関での振込による場合がありますので、ご不明な点がございましたら市町村の窓口にお問い合わせください。

●災害見舞金が 支給される 交通事故

日本国内で自動車、原動機付自転車、自転車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等により、接触、衝突、転覆等の交通事故（自損事故を含む。）に遭われて、それが原因で身体に傷害を受けた場合です。

なお、身体の傷害には後遺障害と診断された後の治療及び精神の障害については、治療実日数に含みません。

●災害見舞金が 支給されない 交通事故

- (1) 自殺行為による事故
- (2) 故意による事故
- (3) 天災などに直接起因した事故
- (4) トラクター・耕運機・ブルドーザーなど作業用特殊自動車で作業中に起きた事故
- (5) 庭先・湖畔・田畑・工場内・作業場・遊園地内の遊戯施設など道路以外の場所で起きた事故
- (6) 駐車中など、車の運行（交通）にかかわりなく起きた事故
- (7) 子供用三輪車など車両以外のものによる事故
- (8) 無免許運転、飲酒運転による事故

※ これらの事情を知らず同乗した場合を含む

- (9) 犯罪行為による事故（犯罪目的での運転、盗難車の運転等）

●災害見舞金の一部が支給されない交通事故

●災害見舞金の請求方法は

- (1) 本人の著しく速度制限に違反した運転による事故
- (2) 不正に災害見舞金の支払を受けようとしたとき
- (3) 正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- (4) 管理者が、災害見舞金の支払を著しく不適當と認めたとき

加入者、加入者の法定代理人又は加入者の遺族（配偶者（内縁の者を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、またはそれ以外で主として加入者の収入によって生計を維持していた者）が請求書に次の書類を添えて市町村窓口へ提出してください。

- (1) 災害見舞金請求書兼同意書
- (2) 加入者証兼領収書
- (3) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（取れないときは、交通事故申立書）
- (4) 診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書）
※他保険に提出した診断書の写しを使用する場合、原本証明が必要です。
（ただし、入通院した月・日が分かるもの）
- (5) 死亡の場合は戸籍謄本
- (6) 委任状（但し、代理人や遺族代表者が請求する場合のみ）
- (7) □座振込依頼書

※請求書、その他関係用紙は加入された市町村の窓口にありますので印鑑を持参のうえお越しください。

●災害見舞金の請求期限は

- (1) 事故発生の日から3年以内です（裁判や医学的見地から、症状固定の確定までに3年を超える場合は、確定した日から1年以内です）。
- (2) 災害見舞金の支給を受けてから、追加の治療等で上位の等級に移行する場合の差額請求は、災害見舞金の支給を受けた日から3年以内です。

●災害見舞金の額は

等級	災 害 の 程 度	見舞金額
1等級	死亡の場合	1,000,000円
2等級	治療実日数 180日 以上の傷害	190,000円
3等級	治療実日数 150日 以上 180日 未滿の傷害	145,000円
4等級	治療実日数 120日 以上 150日 未滿の傷害	125,000円
5等級	治療実日数 90日 以上 120日 未滿の傷害	115,000円
6等級	治療実日数 60日 以上 90日 未滿の傷害	95,000円
7等級	治療実日数 30日 以上 60日 未滿の傷害	75,000円
8等級	治療実日数 15日 以上 30日 未滿の傷害	55,000円
9等級	治療実日数 7日 以上 15日 未滿の傷害	45,000円

※治療実日数とは、医療機関で治療を受けた日数をいいます。

※交通事故証明書（照合記録簿の種別が人身事故であるもの）がない場合は、1等級下位の等級になります。
（但し、1等級及び9等級の場合は除きます。）

※事故に遭ったときは、自転車などの自損事故でも警察に届けましょう！！

※本組合では、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術日数は、医師の指示による場合に対象とする。

問1 加入申し込みは1人1口となっているが、保険会社などの交通災害保険に入っていると、この共済に加入できないのか。

答 民間保険会社の交通災害保険に加入されている方でも関係なく加入できます。ただし、この組合で2口以上加入することは認めておりません。

問2 バスや電車に乗車中自分の過失による事故は対象とされないが、車内で転倒してけがをしてもだめか。

答 バスや電車に乗っていて、バスや電車が衝突事故をさけようとして急ブレーキをかけたため、乗客が倒れてけがをした場合などは見舞金をお支払いします。

普通の運行状態で車内で転倒したような場合とか、他の乗客とのけんかとか、荷物にぶれてけがをしたような場合は対象となりません。

問3 交通事故証明書を必要とするのはなぜか。

答 原則として交通事故が起きた場合、すみやかに警察へ届け出る義務があります。交通事故を立証するために事故証明書が必要となります。

(事故証明書〈照合記録簿の種別が人身事故であるもの〉がなく事故申立書による場合は、1等級及び9等級を除き当該等級の直近下位の等級の額となります。)

問4 道路上を歩行中、前方より自動車が猛スピードできたのでよけようとしてけがをした場合対象となるか。

答 警察が交通事故として取り扱い、交通事故証明書が発行されている場合は対象となります。

問5 一度交通事故でけがをし、その治療中にまた交通事故でけがをした場合はどうなるか。

答 共済加入期間中であれば、事故によりけがを受けたつど、別個の事故として見舞金をお支払いします。この場合、一度目の事故の治療期間は、二度目の事故発生の日の前の治療期間までとします。

問6 見舞金を請求する時に提出する診断書は、組合所定の様式でなければいけないのか。

答 加害者側や、自身が加入している損害保険会社等が治療費の支払いを行っている場合は、組合所定の診断書ではなく、自賠責保険（共済）の診断書及び診療報酬明細書の写しで代用できます。

問7 足を骨折し全治40日を要したが、入院せず家でギプス固定で療養したため、実通院日数は5日間だった場合は、見舞金の対象にならないのか。

答 ギプス等の固定期間については、装具の種類や骨折の部位によって入院日数に換算できる場合がありますので、個別に組合までお問い合わせください。

問8 役場駐車場の通路部分で交通事故にあった場合は対象になるか。

答 道路以外の場所で起きた事故であっても、役場駐車場のよう一般に開放され人や車両が自由に往来していると客観的に認められる場所は、一般交通の用に供する場所として道路と同様に取り扱われるので対象となります。

問9 キャリーカーを押して歩行中に転倒してけがをした場合は対象になるか。

答 いわゆるキャリーカーは車両と認められていないので、対象となりません。

【個人情報の利用目的】

本組合が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理、災害見舞金の支払い、その他共済事業の充実に関わる目的に限り利用させていただきます。